

平成27年7月16日

保護者様

安城市立明祥中学校長

上原就久

### 暴風警報および特別警報が発表された場合の生徒の登下校等について

保護者の皆様には、日ごろから本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、暴風警報をはじめ各種気象情報は、市町村単位で発表されるようになっていました。そこで、平成25年10月から安城市内の小中学校については、判断基準をこれまでの「西三河南部」から「安城市」へと変更されました。また、気象庁は従来の注意報や警報に加え、特別警報の運用を開始しております。特別警報は、東日本大震災による津波や平成24年7月九州北部豪雨、伊勢湾台風による高潮のような、警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表されるものです。

つきましては、今後、暴風警報・特別警報等が発表された場合は下記のように対応しますのでご理解の上、ご協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### A 暴風警報発表時における対応

##### 1 児童生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表されている場合

(1) 始業時刻(8時15分)の2時間前までに安城市の警報が解除された場合は、平常通り授業を行いません。

(2) 始業時刻(8時15分)の2時間前から午前11時までに安城市の警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。

(3) 午前11時以降、警報が継続されている場合は、授業は行いません。

(半日日課の時、午前9時以降に警報が継続されている場合は、授業を行いません)

上記(1)(2)の場合においても、地域によって、道路の冠水、河川の増水等の危険が残る場合があります。登校が危険なときは、登校を見合わせ、その旨を必ず学校へ連絡してください。この場合は遅刻・欠席扱いとはしません。

##### 2 児童生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表された場合

(1) 気象および通学路の状況等を判断して児童生徒が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し、職員を拠点に配置し、速やかに下校させます。

(2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断されるときは、保護者引き渡しによって下校させることとなります。その際は、家庭への連絡を密にし、お迎えがあるまでは学校で保護し、待機させます。

## B 特別警報発表時における対応

1 児童生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から安城市に特別警報が発表されている場合

(1) 自宅待機とします。

(2) 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とします。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページおよび緊急メール配信システム等によりお知らせします。

2 児童生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に特別警報が発表された場合

(1) 気象および通学路の状況等を判断して児童生徒が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し、職員を拠点に配置し、速やかに下校させます。

(2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断されるときは、保護者引き渡しによって下校させることとなります。その際は、家庭への連絡を密にし、お迎えがあるまでは学校で保護し、待機させます。

## C 強風注意報・大雨警報等発表時における対応

安城市に暴風警報・特別警報が発表されていない状況でも、強風・大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

(1) 名古屋地方気象台から発表される強風注意報・大雨警報等の気象情報、災害や気象、通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する場合があります。また、学区の地理的状況等により、一部地域の児童生徒に対して、休業や授業の中止等を決定することがあります。

(2) 学校からの指示がない場合においても、児童生徒の安全を第一に考え、登校は保護者で判断してください。保護者の判断により登校を見合わせた場合は、学校に必ず連絡してください。この場合は遅刻・欠席扱いとはいたしません。ただし、緊急対応のため、給食費の返金等はできませんのでご了承ください。

お問合せ 安城市立明祥中学校 教頭（水上）

電 話 0 5 6 6 - 9 2 - 0 0 1 9

F A X 0 5 6 6 - 9 2 - 3 7 7 7

Eメール meisho@anjo.ed.jp

H P <http://www.anjo.ed.jp/~meisho/>

携帯アドレス <http://www.anjo.ed.jp/~meisho/k>